

大阪大谷大学 IR 委員会規程

(平成26年7月18日 制定)

(目的)

第1条 この規程は、大阪大谷大学教育・学修支援センター規程の第10条に基づき、大阪大谷大学IR委員会（以下「委員会」という）について必要な事項を定め、大学教育に関する情報収集及び教学データを収集し、分析・提言を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 学長が指名した教員8名以内
- (3) 教育・学修支援系の職員

2 委員会は、必要に応じて関係教職員の出席を求めることができる。

(任期)

第3条 第2条第1項(2)の委員の任期は2年とする。ただし、その重任を妨げない。

(委員)

第4条 委員会には、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第2条第1項の委員の中から学長が指名する。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

(成立)

第5条 委員会の招集は、委員長がこれを行う。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、関係課の協力を得て教育・学修支援係において処理する。

附 則

この規程は、平成26年7月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から改正施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から改正施行する。